



別紙

市川市子ども・子育て会議（平成25年度第6回）（詳細）

1、開催日時：平成26年3月26日（水）午前9時30分～11時45分

2、場 所：市川市役所本庁 3階 第5委員会室

3、出席者：

（委員）高尾委員、西委員、前田委員、小安委員、阿部委員、橋本委員、幸前委員、川副委員、吉原委員、荻野委員、村上委員、緑川委員、佐藤委員、山下委員、徳安委員

（市川市）吉光こども部長、大野こども部次長、子育て支援課（小松課長）、保育課（大野副参事）、保育計画推進課（関課長）、発達支援課（行木課長）、保健センター健康支援課（林課長）、津吹教育総務部長、高坂教育総務部次長、教育政策課（永田課長）、就学支援課（伊藤課長）、青少年育成課（山田課長）

4、議 題：

- 1 子ども・子育て支援新制度にかかる各基準の答申(案)について
- 2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について
- 3 子ども・子育て支援事業計画における基本理念等の文章、及び進行管理事業について
- 4 委員提出資料について

5、配布資料：

<事務局資料>

- ・資料1 答申書(市長) (案)
- ・資料2 答申書(教育委員会) (案)
- ・資料3 放課後保育クラブの基準に関する専門委員会報告書について  
(前回配布資料と同一)
- ・資料4 支給認定基準補足資料
- ・資料5 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について
- ・資料6 子ども・子育て支援事業計画における基本理念等の文章について
- ・資料7 子ども・子育て支援事業計画にかかる進行管理事業について  
(前回配布資料と同一)

<委員提出資料>

- ・佐藤委員、徳安委員、幸前委員提出資料（前回配布資料と同じ）、川副委員提出資料

【午前9：30から開始】

高尾会長： それでは只今より、平成25年度第6回市川市子ども・子育て会議を開催いたします。先ほど、事務局から連絡がありましたが、本日は委員全員が出席しておりますので会議は成立いたします。

次に、本日の会議の公開に関して、皆様方にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開ということになっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので、公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(意義なし)

それでは傍聴人の方がいらっしゃいましたら、どうぞ中にお入り下さい。

高尾会長： それではまず次第の1、こども・子育て支援新制度に関わる各基準の答申案について事務局から説明をお願い致します。

子育て支援課長：(資料1、2にもとづき説明)

保育課長：(資料4にもとづき説明)

青少年育成課長：(資料3にもとづき説明)

高尾会長： ただ今事務局より説明がありました。まず資料1の3ページです。支給認定基準の、同居の親族、その他の者が保育することが出来る場合の取り扱いについてということですが、再度審議事項になっております。これについて、事務局からも説明がありましたけれども、ご意見がありましたらお願い致します。川副先生いかがでしょうか。

川副委員： 基本的には、今会長さんが言われた、国が同居を外したということをきちんと認めていらっしゃるの、そこがまずは重要かと思えます。関連提案なのですが、今の省案であれば、国の基本に準じて了承してもいいかなとは考えています。国もおそらく変わってくる可能性があると思えます。法律的に外している訳ですから。ただひとつ言えるのは、待機児童の問題と周知の問題があるかと思えます。要するに混乱が生じるということ懸念されているのだと思うのですが、おそらく世の中は同居を外されたということは周知してくると思えます。私どもが発行しています冊子があるのですが、この中でたまたま保育システム研究所の吉田さんが、一番後

ろに例外のない保育保障ということで、同居を外されたということをとでも評価して書いて下さっています。これは全保護者に配られますし、子育て支援センターを利用している人たちもご覧になりますので、徐々に浸透してくるかなとは思っています。ですから今は調整するというご発言でしたので、私は是非3年以内にはここが変わってくるのを期待しています。

それから減点の大きさの問題ですが、3点というのは非常に大きいかと思えます。現行よりも限りなく小さくすることが国の趣旨でもあるかと思えますので、ここは議員の皆さんはどのように考えられるか、ちょっと議論して頂きたいと思えます。

また、今までは同居を確認する為にかなり複雑な手続きをしており、長い間そういう形をとっていましたが、今度は簡素な手続きになる訳ですから、これも検討する必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

高尾会長：川副委員からも同居の親族の要件につきまして資料が出されております。言葉だけでは理解が難しいと思いましたので資料を配布させて頂いたわけですが、川副委員のおっしゃっている意味もよくわかりますし、行政側の調整も必要だという事もよくわかります。その点も含めまして川副委員からは3点というのは大きいのではないかという意見が出されましたけれども、その辺についてはいかがでしょうか。ご意見を頂きたいと思えます。はい、小安委員。

小安委員：小安でございます。まずこの点については、国の子ども・子育て会議の意見を見ましても、優先度上減点を禁止すべきという意見もあれば、調整が必要ではないかというような意見もあり、色々意見が分かれたところだと思えます。ただ、ひとつは法改正や制令の改正があったことを踏まえた上で、国の方では、市町村の判断に基づいて優先度の取り扱いを考慮することも可能であるという考え方も示しております。また資料4で色々現状という中に書かれているように、同居・別居で点数を付けてほしいというご意見や、祖父母又は親戚などが遠方のため助けてもらえないなどの理由から、同居・近隣に祖父母・親戚がいる方達との差を付けてほしい、そういう思いが寄せられているということもあるようです。その下の括弧書きでも、同居・近隣に親戚がいれば困った時にすぐ助けてもらえる子育てをしている人と、助けてもらいたくても遠方で助けてもらえない環境の中、子育てをしていることの現実を理解してもらいたい、というような例が見られます。行政としても配慮せざるを得ないだろうということで、私はこの部分は十分理解できる場所ですので、こういった減点の調整は必要であると思えます。

ただその点数について、3点でいいかどうかについては、すぐにこれで良いとか悪いとか私もはっきりとわかりませんが、この辺は実態に基づいて行政の方でも十分検討した上で決めたらどうかと思えました。以

上です。

高尾会長：他に、ご意見がございましたらお願い致します。はい、では幸前委員。

幸前委員：幸前です。うちも保育園に預けていなかったの、なかなか難しいテーマだと思いながらお話を聞き、資料を読んでおりました。確かに私自身も実家が遠方で、来て欲しいと言って今日すぐには来られない状況です。逆に近くに住んでいてもそうではない状況の方というのは、本当にお隣に住んでいても、家族の状況や親子関係が色々ありますので、必ずしも近いから援助してもらえとは限らないと思います。遠方でもすぐに飛んできてくれるおじいちゃんおばあちゃんもいる、隣に住んでいても知らん振りという方もいる中で、感覚的な発言で漠然とするとは思いますが、どうしても現状で待機児童が多いからというところから話がスタートすることに、とても違和感があります。計画を立てるにあたって、ここで決めたところが今後10年20年もこの先引き続いていくだろうという段階で、現状こうだからこうしようというところに凄く私は違和感があります。是非国も色々な意見を取り入れながら一番いい場所を選んで、同居の親族というところを外そう、項目自体も『保育に欠ける』から『保育の必要性』になったっていうところはとても大きいと思うのでその意味を踏まえて、こどもの最善の利益はどうすれば保証されるのかというところから話を進めて欲しいと思いました。以上です。

高尾会長：はい。おっしゃることは良く理解できます。他にご意見は。はい、どうぞ。

村上委員：村上です。私は保育園にこどもを預けており、実は同居しております。最初は両親共働きをしておりまして、その後母が要介護になってから保育園に預かってもらいました。両親の年齢は、保育園に最初に預けた頃で65歳前後で、要件から外れる可能性もあったと思いますが、一概に同居親族といっても家族のあり方が多様化しています。若いおじいちゃんおばあちゃんもいらっしゃいますし、今幸前委員がおっしゃったように、色々な形で保育のケアが出来る・出来ないという状況もあれば、親子関係もある中で、一概に、同居しているから減点対象、という線引きで良いのかと私は非常に思っています。同居していても大変な状況もあり、要介護ですとか、そこに対してちゃんと減点だけではなくて、加点が有るのか無いのか、状況に換算して保育に欠けるという事がどういう状況なのかということがきちんと判断されるシステムが必要ではないかと思えます。

また現在同居というのが祖父母の話でのみ上がっていますが、例えば叔父叔母が同居しているという家庭も多いです。これがシステム上60歳未満の同居の全ての方が保育に欠ける要件について、叔父叔母も入ってくる

と思います。そこはどういう扱いになるのかというのは懸念しています。叔父叔母が同居していても、保育のケアについてはあまりしてくれないのでは、と思いますので、その辺についてケーススタディして頂けたらと思います。

高尾会長： 幸前委員も村上委員も、おっしゃった事は家族のあり方が変わってきているということですよね。ですから今までのように、じいさんばあさんがいるから必ず預かってくれるということではないということで、国も基準を外したということは良く理解できるわけです。

ただ問題は小安委員さんもおっしゃいましたように、受け入れが難しくなるというようなことです。待機児童だけではなく、64時間という要件緩和もありますので、そうなってくると当然ニーズが上がってきます。それをどう調整するかということで役所も苦慮するところだと思います。

いずれにしても、国は同居親族の要件を削除したわけですから、市町村の実情に合わせて当面は今のままで、3点かどうかという点はもうちょっと議論が必要かと。行政的な判断が必要だと思いますけれど、一応このままにしておいて、今行政の方からあったように、将来はこれをとっていくというような方向で考えていく、ということではいかがでしょうか。折衷案のような形ですけれども。はい、どうぞ。

幸前委員： 将来、変える機会というのはあるのでしょうか。

高尾会長： それは当然起こってくると思います。要するに川副委員さんがおっしゃったように、約3年以内に見直しが必要ではないかという。予測ですけれども。それは要するに小規模保育が出て来るとか、あるいはいわゆるこども園化していくといった形で増えてくると、起こってくると思います。もっと言うと、少子化がより進んでくる、というようなことも考えられますね。川副委員さんその辺はどうですか。

川副委員： 先ほど課長さんの中に待機児童の動向というのがありました。やはり市として、待機児童はどうしても優先なのだと思いますが、おそらく国の方も、児童福祉法も政令も変えたわけで、何らかの指示が出てくるのではないかと思います。その見通しとしては3年位だと。3年で中間見直しをする期間と聞いていたのですが、いかがですか。

子育て支援課： 事業計画の見直しとして、中間年の3年というところで見直しをするという予定にはなっております。

高尾会長： ですからその時点で一応全体を見直すということに繋がっていくと思います。それははっきりしたことは言えないわけですが。たぶんも

う一度、これも含めた見直しが行われると理解して宜しいかと。その時に完全に削除するかというところはわかりませんが、はい。

幸前委員： 幸前です。ひっかかるようで申し訳ないですが、とりあえずこのままにしておきましょうという、おそらくそれがそのまま10年20年続いてしまうような気がしてなりません。変えるなら変えるということで、今現状はこうだから、3年もしくは5年くらいで見直す方向にあるという一文を入れるとか、逆に今回の必要性の事由の中に一番下に『市町村が認める場合』といった部分があるので、そちらに含めて、待機児童が多い場合は同居とか親族等をいちいち列挙するのではなく、逆に市町村が、認めるというとおかしいですけど、加点の方を認める場合もありますし、減点の方もそういうところにおさめておくというわけにはいかないのでしょうか。

高尾会長： 当面は、当面はというのは、いずれにせよ何らかの調整はしないと今のままはいかないということです。それは受け皿があれば別ですけど。吉原委員。

吉原委員： 吉原でございます。幼稚園をやっている立場ですと、同居親族の件というのは全く経験が無いので正直申し上げましてなかなか理解しがたい部分もあるのですけれども。

先日川副先生から国の基準の中で同居親族の点数化についてというお話があり、その辺を再度確認したところ、やはりついていると。本来であれば今回の子ども・子育て支援関連3法案に関しては待機児解消ではなくて、子どもたちが健やかに育っていくためにどうするかという、これからの少子化対策を含めた視点が原点です。市川でも他でも、現状待機児童がいるところはそちらを解消する為にどうするか、という事が主題になっているので、どうも会議の根幹がなかなか合わず、クロスしているところが見出せないところもあるようです。

少なくとも今回の同居親族の件に関しては現状を鑑みて、量的な見込みで今以上に待機児童が増える問題があるのであれば、私の立場では、今は必要枠として認めざるを得ないのかなとは思っています。

と、同時に幸前さんがおっしゃるように、このまま行政の文章通り、『見直す』とだけ入れるのではなくて、やはり定期的に点検をして、いずれは撤廃していくといった文言は一文入れておくべきかと思えます。今回の法案は待機児解消ではなく、子どもたちの健やかな育成というところが視点ですので、その観点で考えるべきではないかと。今必要枠だから入れざるを得ない、ただし3年ごとの見直しで、先は同居親族に関してはなくす、というようなことをきちんと行政側で文章の裏打ちをして頂く。その年数はいつかわかりませんが、やはりそういうようなことは必要ではないのかと、今話を聞いていて思いました。

幼稚園の立場で申し上げるのならば、同居していることが子どもたちにとって不利益になるという、そもそもその考え方があまり理解できないので。幼稚園の場合はおじいちゃんおばあちゃんと同居している方が多数いらっしゃる、それがマイナスになるということ自体の発想が、なかなか理解しにくいというのが正直な感想でございます。余計なことで申し訳ございません。以上でございます。

高尾会長： はい、どうぞ。

山下委員： 私の友人の例ですけれども、やはり同居をしているから保育園には入れないという友人がいて、その子もやはり別居を一時期考えていたことがありまして、私もそれにはとても矛盾を感じていました。市川市ではありませんが保育課に行った時に、同居という時点でまずとりあってもらえなかったということですが、この新制度に変わったら、まずはその時点でとりあってもらえないというわけではなく、その後に個別の優先度の取り扱いの話に進んでいけるのかな、というのを今感じています。

友人の全く取り扱ってもらえなかったという不満から、まずは認めてもらった上での点数化、というところで理解が出来るのかなと思います。具体的に、10代の子と、30代の子と具体的にどのような優先順位を市がつけていくのかというところが私も気になります。これまで色々な理由があったと思いますけれど、どういう順位で調整指数を扱っていくのかというところが非常に気になるところです。以上です。

高尾会長： はい。他にご意見はございませんか。はい。

こども部長： すみません、こども部長です。ひとつ誤解のないようにしっかり説明をしておかなければならない事があります。同居であるからということで、お話を聞かずに打ち切るということは全くしておりません。しっかりと保育課の方で、その状況がどういうことなのか、同居であったとしてもお子様を見ることが出来ないという状況であれば、それはそれなりの手配をしていく、減点はしない、ということですので、ひとつそこは誤解のないようにして頂きたいです。

もう一点は、待機児童の話を後回しということ、それもあろうかと思えます。もちろん私どもこども部でもいつもお子様のことを第一優先に考えて仕事しております。ただ、実際に数年県下一の待機児童数で、申請者を合わせれば1400人以上という状況で、お子様を頂けられる部分があるのならばいいのですが、申し訳ないのですけれども、全くそういう状況がない方を優先させて頂くというのが今の私どものやり方でございます。

それともう一つは、やはり皆さんおっしゃるように、これからどこがピークかという話があると思いますけれども、それ以降に関しましては、皆



さんのご意見のおっしゃった通り私どももそういうところから外していくという、そういう考えは十分持っておりますので、その点に関してはすみませんが付け加えさせていただきます。以上でございます。

高尾会長： はい、どうぞ。

西委員： はい、西です。今のお話を伺っていて、私も現場を、保育園を運営しておりましたので、この同居親族に関しては様々な例を見てまいりました。よって、『保護者本人の事由により保育を必要とする』という言葉が入った時に、良かったなと思ったのが実際でございます。この会議でもその意見は分かれていないと思いますので、国の、保護者本人の事由により判断することを基本とするということは合意をとっておいた上で、更に、現状は現状ですので、各家庭の現状に合わせて同居親族等に関しても、考慮の範囲とするというようなことは、やはり入れておかないと現状動かなくなってしまうということも十分考えられます。

まず基本はみんなで合意をする、市の方向としてもそちらに向かって行く。その上で調整は必要であるということも、何年度で見るとか、指数等は実態に合わせて事務局等が中心になり再検討して頂くということで、調整案としてはどうか、と感じております。

高尾会長： はい。だいたい意見がまとめられたと思いますので、一応国基準に沿うということでは合意は出来たというふうに思います。その考え方で文言をどうするかということですが、出来れば川副委員さんと私にお任せ頂いて、事務局と調整したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。はい。それではそのようにさせていただきます。はい、川副委員。

川副委員： 関連して、優先利用の問題について提案させていただきたいのですが、私書いた資料に①と②がありまして、10代の親を保育所等で支えるためにも優先利用に加える提案をしたいと思っております。これは国が示している優先利用の考えの中で、虐待やDVの恐れがある場合など『社会的擁護が必要な場合』の中に是非10代の親を含めて頂きたいなど。

なぜかという今この10代の望まれない妊娠、出産、様々な課題を抱えています。やはりそこを未然に防いでいくというのは、虐待防止法の問題からとても重要な視点だと思います。市川では是非この10代の親についての配慮をして頂きたいと思っています。

それからもう一点ですが、優先利用について片親の問題や、DVの問題、様々な挙がっていますが、その優先利用においてやはり同居が減点するということになると結局優先が消えてしまいます。この場合、優先利用のあがっていた項目については同居親族の調整はしない、というのを提案させて

頂きたいと思います。

高尾会長： はい。それじゃあ、どうぞ。

荻野委員： 荻野です。10代の親のケアの優先という事をおっしゃっていたと思うのですが、私は3人の子育てをしていて、育児において誰もが通る初めての道ということで、10代20代30代、変わらないと思うのですね。10代の親でも余裕をもって子育て出来る方もいらっしゃるし、30代でも今ニュースでも見ますように虐待をして子どもを最悪亡くならせちゃう親もいるので、ちょっとこの10代の親のケアというところは賛成が出来ないところです。

高尾会長： はい、どうぞ。橋本委員さん。

橋本委員： 民生委員主任児童員の橋本です。民生委員の立場から申し上げますと、児童虐待、色々な要因があるのですが、そのひとつに若年妊娠、若年出産、若年結婚、10代での望まない妊娠・出産・結婚、そして妊娠がわかった途端に男の人が逃げて行ってしまってシングルマザーになるという要件があります。最近新聞やニュースで騒いでおります、インターネットを通じての安価な保育システム、それを利用した母親もやはり22歳ということで、20代前に妊娠、出産をしているということですので、そういう被害を起こさないためにもやはり10代の親のケアというのが大切だと思います。

高尾会長： はい。他にご意見ありますか。10代に限定するかどうかということと、それから内容ですね。例えばDV、あるいは虐待ということで、それは10代に限らず20代30代もいるわけですから。その辺も含めて、ここの資料に川副委員さんも書いて頂きましたように、虐待、DVという、いわゆる問題性というかそういうもので判断していくということで宜しいのではないのでしょうか。特に10代という限定しないで。はい、幸前委員。

幸前委員： 10代に限定してしまうと、では20代はどうだとなるので、先ほど橋本委員のおっしゃっていた若年層の望まない妊娠というのは大きいと思いますので、若年層はどうでしょう。

高尾会長： はい、西委員。

西委員： 私も皆様のご意見に賛成ですが、20代、ある程度若年層も含めてですが、を、文言として中に入れなくても、社会的擁護が必要な場合、というのをしっかり市川の場合は入れているので、そこに既にそれが含まれて

いると解釈すれば10代であろうと30代であろうと、ということではいかがでしょうか。国の方はたしか虐待・DVの恐れがある場合、それに社会的擁護が必要な場合、をしっかりと文言として入れておけば、それで良いかなという気もしておりますが。

高尾会長： はい。たぶん従来からもそうですよね。そういうDVだとかあるいは虐待だとか、やはり社会的擁護が必要だということに関しては、特段の扱いをするということでやってきたわけですから。

そこでその点も含めまして、私と川副副会長と事務局で最終調整をさせて頂きたいと思っております。4月の7日に市長、教育委員長に答申させて頂きたいと思っております。答申した内容につきましては、次回の会議に報告させて頂きます。

ちょっと残っておりました。元に戻りますが、資料の1の1～3ページで、認可基準、運営基準、支給認定基準について先ほど事務局で委員意見の取りまとめとして審議結果の案を作成しており、放課後保育クラブの基準については事務局では国基準通りを考えているという事でしたけれども、それで宜しいでしょうかということですが。何かご意見がございましたら宜しくお願い致します。宜しいですか。はい、どうぞ。阿部委員。

阿部委員： 放課後保育クラブですけれども、現状、特別支援のお子さん達も、例外は若干あるかもしれませんが、ほとんど受け入れている状況です。国の方の基準でも、集団の規模については主に40人ということで、市の方も40人ということで、適当であるということになっておりますけれども、市川市の場合には20人の定員もあれば45人とか40人とか、一番多いのは40人ですけれども、最大60人あります。

この概ねというものの、範囲といいますか、どこまでを概ねと言うのか、そこを聞きたいのですけれども。

高尾会長： はい。じゃあ事務局の方で宜しくお願い致します。

青少年育成課長： 青少年育成課長です。今の点は2点ございます。概ねという定員数の問題ですけれども、こちらは概ね一人当たり1.65㎡ということで国の方の基準が示されておまして、特別支援というか障害を有するお子さんの家庭につきましてはやはり優先度合いは高くすべきではないかというふうに私どもは理解しておりますので、出来る限り私どもの方では受け入れをしていくというように考えてございます。以上でございます。

安部委員： もう一つ、特別支援の子どもたちを見ますと40人のクラスに特別支援の子どもが1名入る場合と2名入る場合と様々です。現在、障害手帳といったものをお持ちでないお子さんも数多くおりますが、特別支援のお子さ

んであればだいたい特別支援学級というところで生活をしております。児童保育の中には現在無い状況なのですけれども、そこをどのようにして市川市の場合は考えていくのか。例えば特別支援のお子さんが1名入った場合も、人数的に1.65㎡の範囲の中に同じように扱うのかということをお聞きしたいのですけれども。

高尾会長： では、事務局。

青少年育成課長： 青少年育成課長でございます。一人当たりの概ねの面積につきましては特に変更又は示されているものはございませんので、そのように考えてございます。

また障害をお持ちのお子さんにも多様なものがございまして、集団生活を行うわけですので集団生活に対応できないというふうに私どもの方で判断をさせて頂く、又は専門家の知識をお借りしましてそのように判断するような場合につきましては、親御さんの方ともご相談をさせて頂くという事は当然出てくるかと思っておりますけれども、基本的には健常のお子さんとの交流を深めて一緒に集団生活を実施していくというふうに私どもは考えてございます。以上でございます。

阿部委員： そうするとこのように考えて宜しいのでしょうか。子どもの健やかな健全を育成する子ども・子育て会議の国の方針に従った中では、通常学級の仲間の子どもたちはひとつの教室でだいたい35人、1年生であれば35人程度、2年生・3年生以上になりますと40人という定員が定められていますけれども、特別支援学級の場合には8名がひとつのクラスになっておりますので、そういう子どもたちがこういう大きな集団になるとストレスを抱えるということが懸念されております。その部分での対応で、現場から聞く内容によりますと、やはりなかなか集団が大きくなればなるほどストレスが溜まるお子さんもいるということなのですけれども、そこについても同じような状況でやるという形で捉えて宜しいのでしょうか。

高尾会長： では、事務局。

青少年育成課長： 青少年育成課長です。今のお話からしますと学校でのいわゆる学業としての観点からすると、別にする、人数を変えるということかも知れませんが、私どもは普段の生活の場と考えておりますので、同じようにいわゆる生活をしていく場、集団生活の場というように捉えておりますので、特に平米数云々ということでは考えておりません。ただ指導員さんにつきましては20名で複数ということになっておりますので、その点につきましては加配というようなものも当然出てくるとは思っています。その辺につきましては指定管理の管理者の方と相談をさせて頂くということ

になるのかと思います。以上でございます。

高尾会長： それで宜しいですか。はい、それではですね、次に行きたいと思えます。次第の2です。こども・子育て支援事業計画における量の見込みについてです。事務局より説明をお願い致します。事務局より説明をお願い致します。

子育て支援課長： （資料5に基づき説明）

高尾会長： それでは只今、量の見込みにつきまして事務局より説明がありましたが、何かご意見ご質問ありましたらお願い致します。今日この資料を見て簡単な説明で全部理解するというのもかなり無理な話だと思いますけど、今後の参考ということでご理解頂ければと思います。ご意見ありますでしょうか。緑川委員さんありますか。徳安委員さん、はい。どうぞ。

徳安委員： 徳安です。意見というか感想になりますが、27年度推計値、パーセントで出されているところを見て、5ページ(2)の時間外保育事業と(5)の地域子育て支援拠点事業、200%を超えているところを凄く実感しています。時間外保育をお願いしたい人達が今実際にどのようなサービスを利用しているのか考えますと、数字の多さに納得します。放課後保育クラブもそうですけれども新学期新入学、新入園された方達の朝の時間帯ですとか、夕方以降夜の時間帯ですとか、あと休日の保育の要望がお母さん方から聞く中にとっても多いですし、ファミリーサポートの活動をやっていまして、協力会員の方が本当に何件かのご家庭のお子さんに対応されているというようなことがありまして、とてもこの数字に納得しました。

高尾会長： はい。他にご意見ありましたら。はい、どうぞ。幸前委員。

幸前委員： 幸前です。今の徳安さんの意見を聞きながら次の6ページを見ていてやはり病児・病後児が3700という、もうパーセンテージの域を越していると思うのですが、やはりいわゆる13事業と言われている部分ですよね、地域子育て支援事業。ここを時間がないからさっと終わってしまうのではいけない部分だというのは凄く実感しました。

高尾会長： はい。他にご意見がありましたらお願いします。それじゃあ質問しますが、こういう物凄い数字のところについて、ここを行政の方ではどのように考えていきますか。

子育て支援課長： 今回のこちらのニーズについてですけれども、希望はあるのだけれど、実際に利用するのか、という数字と、かなり懸け離れているのではないかと

というところがあります。先ほど徳安さんの方からファミリーサポートセンターの話も出ましたけれども、ファミリーサポートセンターに登録されている方と、実際に利用されている方の人数の違いや、あるいは市で他に登録の事業があるのですが、そういった登録の数と実際に利用されている人の数を見ながら、実際のニーズを検討して、またそのニーズに対して、どういう方法をとっていくかということは今後調整をして考えていきたいとは思っています。

高尾会長： はい。どうぞ。幸前委員。

幸前委員： 幸前です。質問をさせて頂きたいのですが、地域子ども・子育て支援事業の13事業に関して今後何かこういう仕組みが良いとか話し合う時間というのがありますか。

高尾会長： はい。事務局の方で。

事務局： まず仕組みというところの質問と合致しているのか分からないのですが、この量の見込みについては国のほうから、もし算出方法をこの方法と変える場合にはきちんと地方版子ども・子育て会議の方で説明をして下さいというような話をもらっています。なので、こちらの資料の7ページですね、例えば先ほどの病児・病後児保育事業のような、現状と比べて30倍以上の大幅な量の見込みになってしまっているものについて、事務局としては補正をどうかけるかというのは考えますけれども、それを地方版子ども・子育て会議の方に提示させて頂いて、きちんと計画に乗せていきたいと思っています。

高尾会長： はい。宜しいですか。幸前委員。

幸前委員： また来年度にも話をするという事で、その時に参考資料として作りながら、やはり病児・病後児の数値をどうかというより、病児・病後児保育を市川市でこれ以上増やせないのなら、他にどういう逃げ方があるのというのを会議の中でも話し合っていきたいと思います。そういう機会があるのかと思ったので。今回の数字を参考にさせていただきます。

高尾会長： では宜しいですか。はい。それでは事務局は、今出ました委員の意見を踏まえ、引続き数値の検討・検証を行って頂きたいと思います。また、この会議に内容が上がってくると考えておりますので宜しくお願い致します。

それでは次に、次第の3へ入ります。こども子育て支援事業計画における基本理念等の文章および進行管理事業についてです。事務局から説明を

お願い致します。

子育て支援課長：(資料6にもとづき説明)

高尾会長： ただいま子ども・子育て支援事業計画における基本理念等の文章、及び進行管理事業について事務局より説明がありました。ご意見のある方はよろしくお願いいたします。

幸前委員： かなり量が多いので、全て読み込めていないというのが現状ですが、感想になりますが、資料6の1の1ページ目で、国の基本指針の方と市の文章案はほぼ似たような内容が書いてありますが、市のほうは社会という言葉を使わないで、『地域』、『地域全体で取り込む』という言葉を使っています。国よりも市の方が範囲は小さくなるので、そこで『社会』ではなく『地域』に変わったのかと思いますが、社会と地域で、私としては地域という随分小さな単位で、地元に住んでいる市民だけというイメージがありますが、社会になると市役所も企業も全部入ってくるイメージが個人的にはニュアンスとしてあります。社会という言葉をもっと前段に使用していいかと思います。

高尾会長： はい。『社会』と『地域』の使い分けですね。よく使われるのは、地域社会や、コミュニティといった言葉で表現することもあります。そちらの使い分けが検討すべき項目かと思います。他にご意見ございましたらお願いいたいと思います。

目を通した感触として、文章自体に問題がある箇所はないように見受けられましたけれども。いかがでしょうか。

幸前委員： もう一点よろしいでしょうか。資料の8ページから施策の方向の部分で、『子どもの権利保障啓発事業、子ども実行委員会設置事業』にかかる文です。まず、今回意見を頂きたいというのは、太枠の現状と施策の方向のポイントだけであって、事業ありきなのか、というのが一点疑問に思っています。

それから、施策の方向1『子どもの権利保障のための取組の充実』というのが最も漠然としていているテーマになるかと思いますが、現状について、いじめに特化して書かれています。基本子どもの権利保障というのはいじめだけではないと思います。現状を捉えてから計画を考えていくと、計画の中のごく一部が書かれるイメージがあって、逆に必要なこと、子どもの最善の利益が実現される社会のためには、子どもの権利保障のための取組が必要という結論になる訳で、それが整ってくると結果的にいじめが減るのではないかという様に話をすすめて欲しいと思います。いじめをなくすために、いじめをなくそうというパンフレットを作って終わりとなっ

てしまうと、結局子ども達は何の参画も出来ずにこの事業が終わってしまうのではないかと、違和感を覚えました。

高尾会長：事務局側はいかがでしょう。

子育て支援課：まず前段の、今回の議論の内容は太枠の現状と施策の方向のポイントですかというご質問については、そのとおりでございます。今回まずこの部分について話し合っていて、こちらは次回にも跨るのではないかと想定していたのですけれども、その上で、具体的な事業については再度庁内で確認をさせて頂いたのちにこちらで提供させて頂きたいと思っております。後段の意見につきましては頂いた意見をもとに事務局内で調整させていただきたいと思っております。

高尾会長：幸前委員がおっしゃったように、いじめに特化している印象がありますので、説明の仕方の検討が必要かと思っております。他にご意見はございませんでしょうか。

小安委員：11ページの、子育て相談・情報提供の充実というところの現状で、『いちかわ子育てガイドブックの認知度は82.5%と高く、』とありますが、子育て応援サイト事業などの認知度、利用度は特に書かれていませんが、どの程度なのでしょう。それから、82.5%というのは、高いということになるのでしょうか。その点について伺いたしたいと思います。

高尾会長：事務局の方で分かる範囲でお願いしたいと思います。

子育て支援課：市民ニーズ調査の14ページをご覧ください。こちらで、それぞれの事業の認知度について記載しておりますけれども、いちかわ子育てガイドブックについては82.5%、いちかわっこWebサイトにつきましては33.7%の方が認知しているということです。ガイドブックに関しましては、高い認知度を得ていると言えると思います。

高尾会長：一般的に見ますと、約83%ですから、高いと言えるかと思っております。他にご意見ありますか。はい、どうぞ

徳安委員：10ページのところで、施策の方向6『地域の子育て力向上のための充実』に、たくさんの事業名が挙げられていますけれども、施策の方向のポイントで、『妊娠・出産期からの切れ目のない支援に』とありますが、具体的にこの事業の中でどうつながるのか、子どもの成長に合わせてどのようにつながるのかは、何を見れば分かるのか、どこに表れてくるのでしょうか。



もう一点資料の 7 の裏面、全施策の方向で、『市民・子ども・企業が主体となって進める事業』については、事業の計画での位置づけや、市との連携、今後の方向性について議論していただきたい他の事業と連携させてこれから検討とのことですが、具体的にはどのように説明が出来るのでしょうか。

私が特に大事だと感じたのは、資料 7 の 1 ページのところの、子育てコーディネーター事業で、『地域で子育て支援の課題や子育て親子の声を共有する機会を継続的に設ける』というところをまずは具体的に行っていたらと本当に今の子育て中の方々の声が集まってくるのではないかと思います。

高尾会長： それでは事務局の方で何かありますでしょうか。

子育て支援課： まず切れ目のない支援というところで申し上げますと、各年齢の対象事業がありますが対象年齢が抜けてしまうことのないように 0 歳から 18 歳まで全ての年齢ごとに支援事業が実施されているということと、それぞれの事業が繋がっていくという仕組みを表して、切れ目のない支援をしていく、と書かせて頂いたところです。それから今後も、それぞれの支援事業が切れ目のないよう連携を持って実施していきたいと思っております。

高尾会長： よろしいでしょうか。今のような意見も含め、事務局のほうへ文章でも Email でも届けていただいて、それを事務局の方で修正案として作っていただくということではいかがでしょうか。もちろんこの場で指摘事項があれば言って頂いて結構ですが。文章で提出した方が、事務局も修正しやすいかと思うのですが。

それでは、出来るだけ早い時期に事務局の方にご提出いただければと思います。現時点で何かございませんか。はい、どうぞ。

前田委員： 施策の方向 13 のところで、お話をさせていただきたいと思いますが、『発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実』の部分で、他の施策の方向に関しては、客観的根拠や施策の具体的な方向性が書かれているのですが、施策の方向 13 に関しては、理念的な印象があります。

今のお話で言うと、具体的な数量といったデータ部分も含めて、事務局にお任せするという流れになるという理解でよろしいでしょうか。確認までに。

高尾会長： はい。そういうことです。それでは他に。はい徳安委員。

徳安委員： 資料 7 のもとになるものは、書面にて提出したものになりますが、以前提出したものが、事務局でまとめられたものになるかと思うのですが。

子育て支援課： はい。資料6につきましては今回初めて出させていただいた資料になります。資料の7につきましては、以前委員の皆様から頂いた意見をまとめたものになります。具体的な個々の事業に対する改善意見等の提案につきましては、さきほど課長の方から説明申し上げましたとおり、もう一度各所管課の方に確認をして、可能なものは取り入れて数字目標と基本目標を入れたものを提出するときにお示しするという形になります。

高尾会長： 徳安委員がおっしゃったのは、資料7の進行管理事業についてですね。以前意見を頂いたものが反映されているということですね。ただ資料6に関しては今回出たものですから、意見提出という形をとらせて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。もちろん資料7についても追加意見があれば提出頂いて結構でございますが。

村上委員： 父親の立場から話させて頂きますと、新規事業で『父親のための子育て講座』等々挙げられていますし、文言の方でも“父親”について入れていただいております。ひとつ気になりましたのが、母子のことは妊娠出産期から切れ目ないという書かれ方をしているのですけれども、同時に父親も同じだと思います。母親が妊娠する前からの父親の意識、子どもの育ちに伴う父親のかかわり方というのは、母親だけでなく必要となってきます。こういった父親を対象とした事業というのはある程度乳幼児期の触れ方についても、両親学級にしても人形を使った沐浴指導位しかなく、子育てのノウハウ的な部分が大きいです。もう少しマインド啓発について、例えば母親のケアの仕方ですとかもっと掘り下げていく必要があるのではないかと思います。

父親の役割を考えた時に、既存の子どもと一緒に遊びましょうというような事業だけでなく、市川市はもっと掘り下げて欲しいと思います。

もう一点働き方の点で両立支援のことを書かれていますが、一度このテーマについては外されるのではないかという流れから、組み込んで頂きありがとうございます。こちらやはりワークライフバランスや女性の社会進出等うたわれている中で、保育支援に繋がっていきますし、ここも具体的に事業として資料7の方ではあがってきていないので何か形にさせていただけたらと思います。

それから、先ほど幸前委員から“地域社会”についての話が出てきたかと思いますが、地域にはご年配の方も多くいらっしゃるかと思うのですけれども、そのあたり、地域の人材をどれだけ活用できるかという視点の事業がもっとあったらいいのではないかと思います。単純にこちらで出てくるような、高齢者と中高年の交流の場を設けるといった事業だけではなくて、団塊世代の方々やアクティブシニアと呼ばれるような豊富な人材が地域社会に数多くおりますので、そのあたりを上手く活用できるような事業展開を市川市が出来るようになればいいのではない

いかと思います。地域社会と言った時に多くの場合ここで出てくるのが、地域の同世代の子育て中の人たちだけのつながりではなく、三世代、四世代でつながって、地域が豊かになるような施策を進めていければいいと思いました。

幸 前 委 員： 先ほど、現状と施策の方向のポイントについての意見を頂きたいとのことでしたが、もうこの施策の方向というのはきまってしまっていて、こちらありきという気がしてしまっていてこちらの資料7の、例えば徳安委員のおっしゃった子育てコーディネーターを入れて欲しいといった、新しい事業をこの施策の方向に入れて欲しいという意見はなかったことにして施策の方向ありきで話を進めていくのか、ある程度次に出すレポートの中に方向1、2とあるけれど1と2の間にこれを入れてくださいというのが可能なか、このところを伺いたいと思います。

高 尾 会 長： 施策の方向というのは決まっているのではないのでしょうか。

子育て支援課： 施策の方向については、もう以前に既にご審議いただいて、決定させて頂いたものであると思っております。

高 尾 会 長： よろしいのでしょうか。他にありませんか。

吉 原 委 員： 施策の方向は確かに決まっております。しかしこの、支援事業計画にかかる進行管理事業については、本日はじめて具体的な事業名が挙げてきたわけですが、こちらにこれから追加していけるのかという確認です。それから、『公立幼稚園でも預かり保育事業を実施する』というのは非常に抽象的な表現ですので、この場合は、在園児を対象として、費用の面等色々と考えなければいけないことがあります。そのあたりはまだ見えてきていない部分もあります。こちらの扱いなのですが、施策の方向は良いのですが、事業については、そちらからもう一度出して来られて具体的にこれから進行管理事業を決めていくということではよろしいのでしょうか。私はこちらを初めて拝見して少し驚いております。まだ不足の部分もあると感じております。今後まだ審議するのか、手順を教えてくださいたいのですが。

高 尾 会 長： それでは事務局の方でお願いいたします。

子育て支援課： はい。施策の方向に含まれる事業については、まだ子ども・子育て会議の方でご審議いただいておりますので、こちらで完全に決定というわけではありません。今吉原委員がおっしゃられた、資料7の『公立幼稚園でも預かり保育事業を』という部分につきましては、こちらは事務局で作

成したものというよりは、委員の皆様から意見を頂いて、それについてまだ反映する・しないの決定はされていない状態でございます。

吉原委員： 分かりました。そうしますと、今まで出てきた意見をまとめて形にしたものがこちらだと考えてよろしいでしょうか。こちらをもとにひとつのたたき台として、新しい事業も含めた形で提案をして検討していくという流れということ。

高尾会長： はい。そういうことです。よろしいでしょうか。他にありますか。

徳安委員： 資料の 7 で、上から 4 つ目、こども館運営事業の『もっと積極的に親や子どもに関わってほしい(つどいの広場と比較しての意見)』とありますが、つどいの広場は、広場のスタッフが親と一緒にいることを主眼にしている訳ではなく、地域の親子同士が繋がることを一番大事に思っておりますので、こども館の内容もそのようなことだと思うのですが、確かに少し文章が簡潔すぎるかと思えます。

先ほどの切れ目のない支援について、に戻ってしまいますが、先日子ども館の集まれ赤ちゃん事業の年間日程がいちかわっこ WEB に出ておりました。生後 4 ヶ月以降の方を対象にお勧めしますとありましたが、広場に来られたお母さんで利用された方に生後 4 ヶ月以内で利用しましたが大丈夫でしたという声がありましたので、対象を絞ってしまった点に疑問を感じました。そこで切れ目は出来ないのかと思ってしまいました。この資料だけでは進められず、この場で説明するだけでは難しいと思っています。

高尾会長： 先ほどありましたように、事務局の方に意見を寄せて頂いて、次回に修正案を提出頂きたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは最後の項目になります。次第の 4 で委員提出資料の説明であります。前回 3 名の委員から資料を提出して頂いておりましたけれども、時間がなく説明を頂くことが出来ませんでした。また本日川副委員から資料が提出されております。従いまして佐藤委員、徳安委員、幸前委員、川副委員それぞれに簡単に説明をして頂きたいという風に思えます。時間の関係がありますので手短にご説明をお願いしたいと思います。

高尾会長： それでは先ほど言いましたように、事務局に意見をお寄せいただき、そして次回に修正案を事務局から提出していただくという風にさせていただきます。それではそのようにさせていただきます。それでは最後の項目になります。次第の 4 で、委員提出資料の説明であります。前回 3 名の委員から資料を提出して頂いておりましたけれども、時間がなく説明を頂くことが出来ませんでした。また本日、

川副委員から資料が提出されております。従いまして、佐藤委員、徳安委員、幸前委員、川副委員に、それぞれ簡単に説明をして頂きたいと思いません。時間の関係がありますので、資料が提出されておりますので、出来るだけ手短かに説明をお願いしたいと思いません。佐藤委員からお願いいたします。

佐藤委員： 佐藤です。以前山下委員が未就学児のお母様方の声をこちらに届けてくださったことで、色々考えさせられる点があったかと思いません。今回この市民ニーズ調査の中で、お母様方が、お子さんを今後どのような教育・保育事業を利用したいかという中で、一番多いのは幼稚園、そして幼稚園プラス定期的な預かり保育というものを希望している人が多い中、今、私は幼稚園の未就学児、2歳児クラスを、1クラスが月に2回、計4クラスありますが、そちらのお母様方の生の声を聞いてみました。ほんのわずかな時間だったので、まだまだ項目を区切らなければ、どんどん意見が出るような様子でした。項目をつけてしまったのですけれども聞いてください。

出産を迎えるまで持っていた不安として、第2子出産を迎えるにあたって、上の子のお世話、実家に帰れない、やはり2人目の出産への不安というものが色々あったようです。産婦人科の不足、母子同室の病院が少ない、病院の待ち時間、仕事との兼ね合いなど、現在の不安としては、幼稚園に入れると思ってお母様方の中にも、保育園に入れないので働けないという方もいらっしゃいます。何かあった時に預ける人がいない、自分が働くかどうか今大変悩んでいる、保育園の待機児童の多さや延長保育の料金が高い、経済的な不安があります。幼稚園でもパートで働きたいという方の希望が多いです。パートで働くにあたって、冬季・夏季の休みに入ってしまうと、やはり子どもを預ける場所がないということで、幼稚園の場合放課後の延長もあるのでありますが、その利用というよりは、保育時間の預け先、夏季・冬季・急病の時の保育時間内の預け先に困っている方が多く、お友だち同士で都合をつけて、働くママをサポートしている姿が見られます。市川市の子育て支援事業、母親学級、歯みがき・離乳食など今回意見書などでもたくさん色々な意見が出て、よい方向へ向かうとずいぶん、お母様方の気持ちの中でも満足していく部分なのかと思いません。歯みがきレッスンなどもとてもよかったということと、ちょっと子どもへの対応が不慣れだったなんていう意見もありましたが、母親学級の回数を増やしていただきたい、色々参考になったという方も多かったです。病院で行っている場合も多かったようです。1人目の時は参加出来たけれども、なかなか2人目というのは、一人目の預け先がないということで参加しにくいということが多いです。あとは、本など自分で調べればわかるので参加しなかったというお母様方もいらっしゃいました。こちら私の個人的な意見では、やはり本やインターネットで調べればわかることがほとんど今

多いのですけれども、やはり人と人との関わりの中で、実感して色々なことを感じてもらえるのが大切なので、お母様方にぜひ足を運んで頂くということが大事だと思いました。

保健センターに行きにくいという意見が結構多かったです。最寄りの公民館などは行きやすく、参加率が高まるのではということです。行きそびれたという方もとても多かったです。情報についてアンテナを張っている方はいいのですが、そうでないと知らない間に行われてしまい、また引っ越して来て不安の中バタバタしていて、こういうことがあるのを知らずに過ぎて行ったという方もいました。母子手帳をもらう時にもうちょっとわかりやすく丁寧な紹介をいただければという意見が多かったです。

ファミリーサポートなどに関しては、料金が高い、一時預かりの場合は枠が少ない、利用したことが無い方が幼稚園ではほとんどです。幼稚園ママにとっては、こういったものを利用するのは敷居の高さを感じているように思いました。私自身も利用したことがなかったので、手続きなどが面倒で利用できないとか、詳しいことがやっぱりわからずとか、そういった点がもうちょっと色々分かり易くなり浸透してくればいいかと思いますが、こういうことばかりでなく、お友だち同士で助けあえてまかなえることも大事なので、その点をみんなで協力できるような雰囲気を幼稚園の中で作ってけるといいなと思っています。

子育てをして市川市で感じることに、子ども手当が少ない、保育料が高い、補助金の所得制限をもっと広くしてほしい、医療費の無償化、200円が300円になったので戻してほしい、道路が狭い、信号のこと、広場を増やしてほしい、これはよく年齢が高くなるほど聞きます。小さいうちは公園で十分遊び、午前中は小学生もいないので、のびのび遊べるのですけれども、小学生になってくると、なかなか公園での遊びが難しくなって、小さい子がいる中ボール遊びは全く危ないということで禁止、そしてボールができるような広場ということで、市長さんが今、青空こども広場というものを作りたいというお話をこの間伺ったので、本当に子どもが、人と場所さえあれば遊べると思うので、そういった広場などを作っていただけるのはすごくありがたいと思います。小学校の放課後開放、これは何度か出ているのですけれども、小学校の校庭の放課後の開放は難しいのか、松戸市、地域のお友だちに聞くと、なんで学校で遊べないのか、と言って不思議に思われることが多いので、私の住んでいる地域、市川市内は自由に校庭を使うことはできないのですが、自分が小さい頃は遊んでいた記憶があるので、その辺がやはり難しいのか、今後改善の余地があるのか、私自身もすごく気になる点です。

あと、お母様方は、キッズスペースある食事のできる場所、お話のできる場所が、欲しいということです。こども館などは、やはり近い方はすごく利用して、雨の日なども助かっているという点ですけれども、やはり遠い方はなかなか足が運びにくいので、やはり施設があっても利用できる

方・できない方に差がかなりあるように感じました。これが今のお母様方の生の声でした。色々考える点・感じる点、今まで出てきたこともすごくたくさんあったかなと思いますので、心に留め置きたいと思います。以上です。

高尾会長： それでは引き続きまして、徳安委員さんお願いいたします。

徳安委員： はい、徳安です。私は広場とサロンのお母さん方に、今年の1月にお話を伺いました。ですので、お子さんの年齢としてはとても小さい、0歳の方が多いです。まだどこへもお出かけ先がなく、まずは広場に来て、まだ広場にも慣れていないので、ここで子育てしている他のお母さん方にやっと出会えてほっとしているという方が多いです。1歳近くや、第2子以降の方は、ちょっとした困りごとや不安は、もうお互いにお話をしあって解消していることが多いです。なので、心配事の内容も、1歳を過ぎていれば、保育園・幼稚園ですとか1歳半健診ですとか、だんだん月齢に合わせた悩みに代わっていくという感じになっています。

こちらは南部地区ですので、結婚してからや、妊娠中に、また出産してから転入された方がとても多いです。あと、浦安の利用の方もいらっしゃいます。出産を迎えるまではやはり0歳ということもありますし、まだ記憶に新しいというか、まず無事に生まれるかというのが心配の第1番。次に自分に母親が務まるのか、だんだん落ち着いた頃には、地域で子どもと2人でやっていけるのか、子育て仲間と出会えるのか、だんだん預け先とかそういうサポートとかに興味移っていくという感じです。

今の不安にたくさん書いたのですが、実は不安が無いという方も多かったです。保育園関連の不安の後には、特に無いという方が多かったです。このお話を聞いた時期が12月・1月のちょうど保育園申請の時期でしたので、広場でも非常にそのことが話題になっていたのも、保育園もテーマがいっぱい出ていますけれども、広場で知り合いができ、4カ月赤ちゃん講座や離乳食講座などに出かけて顔見知りが増え、知っている子育て仲間が増えた方は、ここに何も無いと書かれた方も多かったです。ただ、広場で避難訓練などをしているのですが、その時にやはり地域のことがわからないと、近所の人わからないのが不安という方は、その時ふとまた思い出される方もいらっしゃいます。

また、子育て支援事業に参加した感想は、ちょっと顔見知りできた、次に広場に一緒に行きましょう、というような人ができたかどうかで評価がとても分かれています。とても有意義だったという方と、全然子どもがぐずっていて何もできなかったという方と、評価がとても分かれています。先ほどこのような事業の講座がたくさんあったと思うのですがけれども、その中でちょっと、参加者同士お隣の人の名前を知るとか、お近くの方を教えるとか、そういう時間があると、その講座の会が有意義に過ごせ

たなと感じる人が多いかなと思います。両親学級に参加してからご近所同士だということがわかって、そのままお子さんが大きくなっても家族ぐるみでおつきあいされている方なんかもいらっしゃいます。

あとは市川で子育てをされていてよかったなあというところで、本当に早く産後1カ月から出かけられる場所を教えてほしいと、来るのが遅すぎたと、支援センターですとかこども館ですとか、今、赤ちゃん向けの時間というは毎月たくさんあると思いますので、どうしてそれを教えてくれないか、あるいは広場に来た赤ちゃんは、本当にその場所にいるお母さんたちに温かく迎えられていますので、そういう機会を早く知らせてほしいという声がとても多かったです。あと、1人お父さんがいらっしゃいまして、よかったことは、お子さんに癒されると、産まれる前はお子さんが元気かどうか、母親も無事かどうかがとても心配だったと、不安なことは経済面というお話がありました。

高尾会長： それでは、ありがとうございました。引き続きまして、幸前委員。

幸前委員： 私はいちかわ子育てネットワークに登録しているメンバーに、それぞれのサロンで取ってまいりました。乳幼児の、4カ月・5カ月の赤ちゃんのご家庭から、もう小学生、外遊びの会なども入っているので、放射線の話や、公園の話などもある程度出ました。内容は読んで頂いて、みなさんが発表されたことと大差はないのですけれど、先ほどの途切れのない支援でも感じましたが、市川市は本当に、施設も事業もかなり充実していると思います。よかったと思うことで最後のところにも、本当に肯定的な意見も多く、こういうサロンなどに出てきている人は、何らかの繋がりがあるので、かなりおおらかな方が多いなというのを思いました。やはり色々な事業があって施設があるのだけど、その、先ほども出た4カ月講座の意見なんかも出たのですけれども、うまく中でコーディネートしてくれる人が繋いでくれれば、とてもいい思いをして帰ってこられるのですけれども、そういったうまい方向に流れなかったらちょっと残念な事業だったという、中にいる人のよしあしという表現は悪いですが、その中に係わっている人の工夫一つで、とてもいい施設・いい事業になり、そうでない場合があるというのをすごく実感したので、その辺も今度の計画に盛り込んでいきたいと思いました。

高尾会長： はい、どうもありがとうございました。それでは川副委員さん。

川副委員： 市川市の北部の北国分堀之内を中心にした子育て支援センターで、直接1人1人から悩みを聞きました。まず、親子の環境というところですが、これは、親自身が色々とストレスを感じていることを挙げて頂いています。自分の時間がなくてイライラするとか、自分もリフレッシュしたいと



か、近所の親との関わり方で悩むとか、親自身が悩む視点が書かれています。それから次は、子どもとの関わりについて悩みが挙げられています。父親が他の親子と出会う場所を作ってほしい、パパのための子どもの遊び方講座などがあればいい、非常に重要なことかなという風に思います。お母さん自身も、アレルギーの問題、それから夜泣きの問題、他の子どもと比べてしまうと、子どもが物を投げて叩くのが困るとか、非常にストレスが溜まる、危険な方もいらっしゃると思います。

それから子どもと過ごす場所についてですが、近所に親子で過ごせる場所がほしい、さらに日中は5時まで開けてほしい、支援センターが3時までなので、もう少し開けないか、日曜日も開いてほしいという声が挙がっています。こちら辺は施設としてはありますので、考え方だと思います。

子育て情報のサービスについてですが、2人子どもがいると、パソコンも開けないし、携帯も触ってしまうので開けないという状況です。子どもを預かってくれる場所はないだろうかという、アンティマミーがあるので、まだご存じないお母さんはこういう希望を持っているかと思います。それから一時保育についてなど、子どもを無料で預けるサービスですとか、幼稚園情報が知りたいという意見で、松戸市では情報が多いが、こちら辺はなぜないのかとか、とても重要だという声がありました。

それから保健センターが遠いので、近くにそういう場所はないのか、身体・体重測定などは定期的にやってほしいということで、広いコーディネーター的な役割が非常に求められていると思います。

その他には、いくつか挙がっていますが、省略したいと思います。支援センターに来ているお母さんたちで、ここでだいぶ自分を取り戻して、落ち着いて、しかもお友だちもできてということは、先ほども徳安委員の広場利用と非常に似ております。支援センターの開所日・時間というのは、大きな課題かもしれません。以上です。

高尾会長： はい。4人の委員のみなさん、ありがとうございました。こういう意見は、なかなか個人で聞くというのは難しいですので、こういう場で、提出して頂くというのは非常に重要だという風に感じます。それでは意見として、今後の審議の参考とさせて頂きたいという風に思います。どうもありがとうございました。

それではこれにて、第6回市川市子ども・子育て会議を終了いたします。傍聴人の方は、退出をお願いいたします。

【午前11時45分閉会】

平成26年3月26日

市川市子ども・子育て会議会長 高尾 公矢



